

美容医療のうち、つぎの施術については、12月1日施行後は、特商法の適用を受けますので、会員の皆様は十分内容をご理解の上、書面等必要な準備をして、施行を迎えていただきますようご案内いたします。

・対象となる医療契約：

◎ 契約期間が1カ月を超え、かつ金額が5万円を超える美容医療

・対象役務：

- (1) 脱毛
- (2) にきび・しみ・ほくろなどの除去
- (3) 肌のしわやたるみの軽減
- (4) 脂肪の溶解
- (5) 歯の漂白（セラミッククラウンは対象外）

・契約解除について：

◎ 8日間のクーリングオフと中途解約に応じる義務を設ける

・交付書面：

◎ 契約時に施術内容や料金、期間を明記した書面を交付する義務

・広告、勧誘：

誇大広告の禁止。不実、強引な勧誘の禁止。

<罰則・法執行>

- ・業務停止期間の延長
- ・行政による業務停止命令の範囲が拡大
- ・立ち入り検査を拒んだ場合の罰則（71条）
- ・禁止行為への違反や行政指導に従わない場合の罰則（73条）

<解説> 医療機関では従来からの医療法第6条の4に基づく書面の交付義務があり、「検査、手術、投薬その他診療計画」などを記載することが義務化されていました。

今回、美容医療サービスについては、これに特定商取引法の「契約金額、解約に関する事項」などを記載した契約書面の交付義務が追加されます。

② 特定継続的役務に該当するサービスでは、説明時に交付する概要書面と契約時に交付する契約書面の2つの書面を法定書面として整備することが必要です。

その法定書面に記載する義務事項（以下に記載）は特定商取引法の政令・省令で規定されています。（政令、施行規則：平成29年6月30日公表）

#### ① 契約の成立

契約書の締結と同時に契約が成立することの確認と、未成年者には親権者の同意書が必要なことの確認です。

#### ② 本サービスの提供場所および内容

サービスを提供する場所、サービス内容、サービスの対価を記載。入会費用や消耗品費、施術回数や1回あたりの施術単価を明確にします。

医療法に基づく「検査、手術、投薬その他の治療に関する計画」等についても記載します。

#### ③ 契約期間

契約期間を定めることでサービス提供の期間を明確にします。

#### ④ 体調管理

施術前には体調確認を行うことを定め、施術による事故を予防します。

#### ⑤ 役務提供対価の支払い

現金払いやクレジット支払いなど、料金の支払い方法を定めます。

クレジット支払いの場合は、消費者には販売店に対する抗弁事由があったときにクレジット支払いの請求を拒む権利（クレジット抗弁権の接続）が認められます。このクレジット支払いの抗弁権については、特定継続的役務の書面に記載することが義務付けられており、本契約書に記載します。

また、消費者が前払いした対価（前受け金）については、クリニックが破産、廃止した場合にサービスの未履行分について返還できる備えをしているか（前受け金の保全措置があるか）を書面に記載することが義務付けられています。

#### ⑥ クーリングオフ

特定継続的役務提供の契約をしたサービスについてのクーリングオフと、同時に購入した関連商品についての契約解除についての定めを記載します。

#### ⑦ 中途解約

クーリングオフ期間経過後の解約について定めます。

### ⑧ 中途解約の清算

特定商取引法の中途解約基準に準拠した返金額の算定方法を記載します。

### ⑨ サービスの効果

施術の成果を確約する性質の契約ではないことを確認し、患者さんの十分な納得、自覚を促し、事後のトラブルを予防します。